

白子町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 3 年 3 月 29 日
白 子 町
白 子 町 議 会
白子町教育委員会

白子町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 15 条に基づき、白子町長、白子町議会議員、白子町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員の活躍の推進に関する行動計画策定・推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。委員会組織については、白子町特定事業主行動計画策定においての組織と同様とする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。)第 2 条に基づき、町長部局、町議会事務局、教育委員会部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は各部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 令和 7 年度までに、採用者の女性割合を、令和 2 年度の実績(0%)より 50%以上引き上げ、50%以上にする。
- (2) 令和 7 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、令和 2 年度の実績(19.4%)

より20%以上引き上げ、40%以上にする。

- (3) 令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を20%以上にする。
- (4) 令和7年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、令和2年度の実績(月3.4時間)から3割以上縮減し、月2時間以下にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、教育委員会部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 令和3年度より、仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報する。
- (2) 令和3年度より、出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じて、個別に育成方針を立てるなど、柔軟な人事プランを作成する。
- (3) 令和3年度より、女性職員を人事・財政・企画担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- (4) 令和3年度より、組織として、イクメン・イクボス宣言など男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。
- (5) 令和3年度より、出産を控えている全ての男女に対し、管理職員による面談を行い、各種両立支援制度の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。
- (6) 令和3年度より、男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。
- (7) 令和3年度より、超過勤務の縮減に向け、定例課長会議のタイミングに合わせて町長から全職員向けのメッセージを発信する。
- (8) 令和3年度より、定時退庁日を設定するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- (9) 令和3年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- (10) 令和3年度より、ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人事評価を実施する。